

### 子ども家庭支援ワーカー 会計年度任用職員募集

**応募資格** 次の要件をすべて満たす方  
 ①社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する方  
 ②普通自動車免許を有する方  
 ③簡単なパソコン操作ができる方

**勤務開始日** 9月1日  
**勤務日時** 月～金曜日(週5日勤務) 午前9時15分～午後5時15分  
 ※祝日、年末年始を除く  
 ※超過勤務が発生する場合あり

**勤務場所** 子ども家庭支援センター(市役所3階子ども家庭支援課内)

**業務内容** 子どもと家庭に関する総合相談、児童虐待や養育困難家庭への支援および関係機関との連携・調整等

**報酬** 月額1万3千419円  
 ※条件を満たす場合は、通勤手当・期末手当の支給、社会保険、労働保険の加入、有給休暇の付与あり

**募集人数** 1人  
**選考方法** 書類選考、面接試験

**勤務期間** 8月2日～13日

**(必着)**  
**応募方法** 子ども家庭支援課に備え付けの申込書(市ホームページからダウンロード可・記事ID:37115)に必要事項を記入し、資格証明の写しを添付し、郵送〒198-8701または直接持参  
 ※土・日曜日、祝日は申込書の配布および受付はできません。  
 ※詳細は申込書に添付の募集要項(市ホームページから閲覧可・記事ID:37115)をご覧ください。

**問い合わせ** 子ども家庭支援課

### みどりのカーテンコンテストに 参加しませんか?

**募集期間** 8月31日(火)まで

**対象** 今年の夏、市内でみどりのカーテンを設置する個人または団体

**部門** 個人部門(住宅)▽団体部門(事業所、小・中学校、幼稚園、保育園、施設等)

**条件** 育成植物はつる性の一年草、設置幅が1.8m以上であること

**応募方法** 環境政策課(市役所5階)、各市民センター、中央図書館で配布する応募用紙に必要事項を記入し、みどりのカーテンの設置状況が分かる写真を添付のうえ、次のいずれかの方法で環境政策課へ

**審査方法** 応募書類をもとに作品を審査し、最優秀賞、優秀賞等を決定し、結果を受賞者に直接連絡します。

**主催** 青梅ガス(株)、西東京農業協同組合、青梅市  
**表彰および結果発表** 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、表彰式は行わず、広報おうめ、市ホームページ等で結果を発表します。

**問い合わせ** 環境政策課管理係



△昨年度団体部門 最優秀賞作品(四小)

▽郵送:〒198-8701 青梅市環境政策課管理係  
 電子メール: div0110@city.ome.lg.jp  
 ※容量を5MB未満にし、件名を「みどりのカーテンコンテスト」としてください。

▽直接持参:月～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時に環境政策課へ

### 8月1日から友田町などの一部で 下水道が使えるようになりました

下水道の供用開始により、くみ取り式トイレの水洗化や、台所や浴室などの排水を下水道へ流すことができるようになります。

8月1日から、次の地区の一部で下水道が使えるようになります。

**供用開始区域:** 友田町2丁目、大門1丁目、塩船、梅郷2丁目、二俣尾5丁目、沢井3丁目、御岳山、富岡3丁目、黒沢2丁目・3丁目、師岡町2丁目

※いずれも一部の地域となります。

**問い合わせ** 下水管理課 業務係

### 地籍調査にご協力を

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆(登記地番)ごとの土地について、所有者、地番、地目を調べ、境界の位置と面積を測量する調査です。

今年度は、次の地区で街区調査(道路等と民有地の境界確認)と一筆地調査(一筆ごとの境界確認)を実施します。土地

**街区調査実施地区** 千ヶ瀬町6丁目、滝ノ上町の各一部

**一筆地調査実施地区** 今寺1丁目の一部

**問い合わせ** 都市整備部管理課地籍調査係

### 原爆死没者・戦没者に 1分間の黙とうを

原爆死没者の霊を慰め、世界恒久平和の実現を祈念し、広島市では8月6日、長崎市では8月9日に式典が行われ、広島市では原爆が投下された午前8時15分に、長崎市では午前11時2分に、平和の鐘を合図に1分間の黙とうをささげます。

8月15日には政府主催の全国戦没者追悼式が日本武道館で行われ、正午に平和を祈念するため、黙とうをささげます。

市民の皆さんも、家庭や職場で黙とうをしていただくようお願いいたします。

**問い合わせ** 市民安全課 市民安全係

### ウメ輪紋ウイルス感染状況調査を 実施します

今年度2回目の感染状況調査を実施します。

**日程** 8月17日(火)～30日(月)

※調査の状況により延長する場合があります。

**対象地区** 令和2年度まで強化対策事業を実施してきた地区(梅郷・和田町・日向和田全域▽柚木町1丁目と2・3丁目の一部▽二俣尾1・3丁目と4丁目の一部▽畑中1・2丁目の一部と3丁目)

**対象植物** 農地・公園・学校等のウメ

**調査方法** 黄色の腕章をつけた市職員が対象となるウメを調査し、ウイルスに感染したときに現れる症状の有無を確認します。症状がある場合は、葉を採取、検定し、感染の有無を確認します。

**感染が確認された場合** 所有者へ連絡し、対応を行います。感染が確認されなかった場合は、連絡しません。

**アブラムシの駆除** ウメ輪紋ウイルスは、アブラムシを媒介して対象植物に感染します。ウメ、モモ(スモモを含む)、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、オウトウ(サクランボ)などサクラ属の植物(サクラ節を除く)を所有する方は、アブラムシの駆除にご協力をお願いします。

**問い合わせ** 農林水産課 政係

### 令和3年7月大雨災害 義援金を受け付けています

令和3年7月大雨災害による被災者を支援するための、義援金を市役所等での受け付けています。

**募金箱設置場所** 市役所、各市民センター、中央図書館

**受付期間** 10月31日まで

※日本赤十字社への直接振り込みについては、市ホームページ(記事ID:36887)をご覧ください。

**問い合わせ** 福祉総務課庶務係

### 戦後75年戦争体験集を作成しました

市では、市内在住の戦争体験者9人にご協力いただき、「戦後75年 未来を生きる皆さんに私たちが伝えたいこと」戦争中の生活から学ぶ」を作成しました。

市内各図書館にて閲覧できるほか、市ホームページ(記事ID:376)でもご覧いただけます。

**問い合わせ** 市民安全課 民安全係

### ブロック塀等撤去費用補助制度

ブロック塀等の倒壊は、通行の障害となるだけでなく、生命に関わる事故につながるおそれもあります。

倒壊事故を未然に防止するためにも、ブロック塀等を所有・管理している方の責任として、適切な維持管理をお願いします。

市では、ブロック塀等の全部または一部を撤去する場合の費用の一部を補助しています。ぜひご利用ください。

**補助対象** 次の要件すべてを満たすこと  
 △道路に面し、前面道路の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1mを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造部の高さが60cmを超えるもの

▽令和4年3月31日までに工事が完了すること

**補助額** 次のいずれかのうち最も少ない額(1千円未満の端数切り捨て)

▽工事に要した費用の10分の9の額  
 △撤去するブロック塀等の長さ1m当たり6千円を乗じて得た額  
 △18万円

※申請要件や申請方法等の詳細は、市役所1階総合案内、防災課(市役所5階)、各市民センター、中央図書館で配布する案内または市ホームページ(記事ID:2197・申請書のダウンロード可)をご覧ください。

**申請期限** 令和4年3月31日

**問い合わせ** 防災課危機管理係



補助の対象になるブロック塀



震災時に倒壊したブロック塀

